

東石山中学校区ソフトテニスクラブ 内規

第1章 内規制定の趣旨

第1条 東石山中学校区地域クラブ規約（以下、「クラブ規約」という）に基づき、本クラブ内規を制定する。

第2章 総 則

第2条 本内規は、本クラブに所属する生徒、保護者及び指導者に対して適用する。

第3条 本内規は、以下の内容について定めることとする。

- 1 保護者会
- 2 クラブ代表等の役員
- 3 クラブの活動
- 4 スポーツ傷害保険及び賠償責任保険の加入
- 5 クラブ活動実施時の保護者当番
- 6 クラブ活動の会計
- 7 クラブの指導者
- 8 その他（個人情報の管理等）

第4条 本内規は、前条に示す内容を定めることにより、本クラブの活動が円滑に行われることを目的として制定する。

第3章 保護者会議

第5条 本クラブは、クラブ保護者会議（以下、「保護者会議」という）を実施し、第3条に示す内容について協議し、決定することとする。

第4章 役 員

第6条 本クラブには以下の役員をおき、保護者の中から選出することとする。

- 1 代 表：1名
- 2 副代表：1名
- 3 会 計：1名
- 4 会計監査：2名
- 5 学年代表：各学年1名（他の職と兼務でも可）

第7条 前条に示す役員の任期は1年とし、当該年度の7月の保護者会議から、翌年の同会議までとする。3年生の引退時期により変動する。新役員は5月の保護者会で選出する。6月から7月は引き継ぎ期間とする。

第5章 活 動

第8条 本クラブは、クラブ規約第20条の規定による「活動計画表」に基づいて実施することとする。

第9条 東石山中学校の生徒のみで選手を構成して大会に参加する等の場合、対外的には「東石山中学校ソフトテニス部」として活動し、用具や、ユニフォームについても部活動のものを使用できる。

第10条 活動場所の管理・施設及び対外試合会場等までの送迎等は、保護者が責任を負う。他の保護者に生徒を同乗させた場合、運転者にその責任を問わない旨の同意書を、クラブ加入時に提出する。

第6章 スポーツ傷害保険及び賠償責任保険の加入

第11条 生徒及びクラブ指導者は、スポーツ傷害保険及び賠償責任保険に加入する。なお、保護者は任意とする。

第7章 活動実施時の保護者当番

第12条 クラブ活動を実施する場合、原則として保護者2名による見守りを行う。ただし、クラブ指導者（教員を含む）がいる場合は、保護者1名でも活動可とする。

第13条 保護者の見守り当番の日程は、指導者が決める活動計画に基づき、役員または割り振りを担当する保護者が計画する。割当てとなった保護者は、それに基づいて当番の活動を行う。

第14条 見守り当番の具体的な内容は別に定める。

第8章 会 計

第15条 本クラブの会計年度は、当該年度7月の保護者会から、次年度の同会までとする。

第16条 本クラブの運営にあたって、活動に必要な用具や救急のための医薬品等の購入、及び、指導者謝金等を勘案し、年間にかかる経費を算出し、それを基にクラブ活動費（会費）として徴収する。なお、基本的に部活動と連動することから、部活動の経費もクラブ活動費から支出して会計処理する。

第17条 指導者への謝金は、半日活动の場合3,200円、1日活动の場合6,400円とする。3時間未満の場合1時間当たり1,100円とする。見守り当番への謝礼は1回一人500円とする。見守り当番への謝礼を支払うか支払わないか、またその金額については、クラブ年度末に保護者の意向を確認し、役員会で決定する。

第18条 第16条に示す費用は、保護者が会費を支払い負担する。保護者は8月に会費10,000円を納入する。不足分については、年間を7月～12月、1月～6月の2期に分け、役員会が算出した金額を納入する。会費は、銀行振込によって

納入する。

第19条 第16条の会費とは別に、必要に応じて経費を臨時で徴収する場合がある。その際の金額及び納入方法は役員会の協議によって決定する。

第20条 生徒が途中で退会した場合、それまでに納入した会費等は返金しない。

第21条 会費の徴収・執行にかかわる事務は、会計が担当することとする。

第22条 会計報告は、会計監査を経た上で7月の保護者会議で行うこととする。

第9章 指導者

第23条 クラブ指導者を依頼する場合、第5条に規定する保護者会議にて指導者を選出し、校長に報告する。

第24条 クラブ指導者は、次のことを遵守しなければならない。

- ・ クラブ保護者会の運営方針及び生徒の活動目標を理解し、それを踏まえて指導すること。
- ・ 新潟市部活動ガイドラインを遵守すること。
- ・ 生徒の人権に配慮し、乱暴な言動は厳に慎むこと。

第10章 その他

第25条 本クラブ保護者会において知り得た個人情報、会の運営に必要最小限の共有を認めるものとする。なお、それ以外の目的での使用を行わないとともに、情報の流出に留意して管理する。

第26条 第1条にあるように、本内規はクラブ規約に基づくことから、万一、本内規が定める内容とクラブ規約の内容に矛盾が生じた場合は、クラブ規約を優先する。

第27条 本内規の改正は、役員会（会計監査を除く）の協議において改正案を作成し、それを保護者会議で承認した場合に行われることとする。

（付則） 本内規は令和6年7月22日より施行する。